

水道水質に関するお知らせ

水道局では、より安全で良質な水道水を供給するため、法令(水道法など)に基づく水質検査を行うとともに、水道局独自の検査を行っています。

その水質検査の適正化や透明性を示すため、毎事業年度の開始前に、検査項目、検査対象、検査頻度などをまとめた水質検査計画を策定しています。

このたび、過去の検査結果や寄せられたご意見を基に、令和3年度の水質検査計画(案)を策定しました。

計画(案)の概要と令和2年の水質検査結果をお知らせします。



令和3年度水質検査計画(案)を策定しました

鳥取市 No.65
水道局
だより

2021.3.1

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
電話 0857-53-7811(代)
0857-53-7953(直)
ファクシ 0857-53-7802

鳥取市水道局ホームページ
<https://www.water.tottori.tottori.jp/>



連絡先

国庁舎
電話…0857-53-7811
ファクシ…0857-53-7802
南地域水道事務所
電話…0858-76-3118
ファクシ…0858-85-0672
西地域水道事務所
電話…0857-85-2526
ファクシ…0857-85-1819

令和3年度水質検査計画(案)の概要

検査項目

毎日検査項目 … 1日1回、給水栓水の検査を行うことが義務付けられている項目。「色」、「濁り」、「残留塩素」の3項目です。

水質基準項目 … 法令で検査が義務付けられており、全てが基準値に適合していなければならない項目。一般細菌、大腸菌、水銀、鉛など全51項目です。

水質管理目標設定項目 … 将来、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目。農薬類、ニッケル、トルエンなど全27項目です。

クリプトスポリジウム等 … 塩素消毒に強い耐性がある病原生物。「クリプトスポリジウム」と「ジアルジア」の2項目です。

クリプトスポリジウム等指標菌 … 原水に存在する場合は、クリプトスポリジウム等による汚染の恐れがあることを示す菌。「大腸菌」と「嫌気性芽胞菌」の2項目です。

検査対象

法令で義務付けられている「給水栓水」に加えて、「原水」と「市内に送り出す前の水道水」を検査します。

検査頻度

検査項目、検査の対象によって、毎日、月2回、月1回、年4回、年1回行うものに分かります。

臨時の水質検査

河川水質汚染事故など、水道水が水質基準に適合しない恐れが生じたときに行います。

農薬の検査時期

農薬が多く散布される夏季に行います。

精度管理

水質検査の信頼性を確保するため、精度管理体制を充実させ、技術レベルの向上に努めていきます。

- 給水栓水……蛇口から出る水道水
- 原水……水道水になる前の天然の水

令和2年の水質検査結果(1月~12月)

検査項目	検査対象	検査の結果
毎日検査項目	給水栓水	色、濁りについては問題ありませんでした。残留塩素については、必要とされる濃度が確保されていました。
水質基準項目	給水栓水と原水	一般細菌・重金属などの水質基準項目について、全て適合していました。
水質管理目標設定項目		農薬類をはじめとした安全性に関する項目については、目標値を達成し問題ありませんでした。また、より良質な水道水を供給するための項目については、おおむね目標値を達成していました。
クリプトスポリジウム等	原水	指標菌である大腸菌と嫌気性芽胞菌は検出されましたが、クリプトスポリジウムとジアルジアは検出されませんでした。
クリプトスポリジウム等指標菌		

令和3年度水質検査計画(案)と過去の水質検査に関する詳しい内容は、水道局で閲覧ができるほか水道局ホームページに掲載します。ご意見などは、問い合わせ先にご連絡ください。

水道局は、国が定めた水質基準に適合している、安全な水道水をお届けしています。



水質の安全管理

— 安心安全な水道水をお届けするために —

水道局では、安心安全な水道水を安定してみなさまにお届けするため、水源から蛇口まで水質の安全管理に努めています。

水質検査

水源・原水

市内の浄水場、水源合わせて90カ所から原水を採水し、水質検査を行っています。

各地点における水質検査の結果に応じ、追加の検査を随時行うとともに、農薬類およびクリプトスポリジウム等指標菌の検査も行っています。



水質検査室

蛇口・給水栓水

市内102カ所の蛇口から給水栓水を採水し、一般細菌、水銀、鉛など51項目の検査を行っています。

また、色、濁り、残留塩素濃度については、市内93件のご家庭の蛇口から採水し、毎日検査をしています。



蛇口から採水

監視

遠方監視装置を活用し、主な浄水場等の残留塩素濃度を24時間監視しています。

その他にも各水源・浄水場ごとに必要な水質計器を設置し、水質の安全性を監視しています。

遠方監視装置



中央監視室

各施設の計器



残留塩素計

～水道小話～

新型コロナウイルス対策と水道水について

水道局がみなさまにお届けする水道水は、国の法令に従って適切に塩素消毒※を実施するとともに、国が定める水質基準に適合した安全な水道水をお届けしています。

一般に、コロナウイルスをはじめとするウイルスや病原菌に対しては、塩素等による消毒の効果が高いとされています。水道局では、適正な浄水処理および塩素消毒を徹底していますので、平常時と同じように安心してお使いください。(感染予防には、こまめな手洗いやうがい効果的です。)

※塩素消毒

主に次亜塩素酸ソーダという薬品を用いた消毒方法で、ご家庭の蛇口に届くまで水道水の安全性を保つために行います。法令では、水道水中の残留塩素濃度は常に0.1mg/L以上になるよう義務付けられています。

水道管の「更新工事」のながれ

水道局では、古くなった水道管を新しい水道管に取り替える工事を、市内各地で行っています。工事に伴う通行規制や一時的な断水などによって、ご不便をおかけする場合がありますが、ご理解をお願いします。

工事の進め方

水道管の更新工事は、水道管を『掘って埋設する』を繰り返しながら施工します。

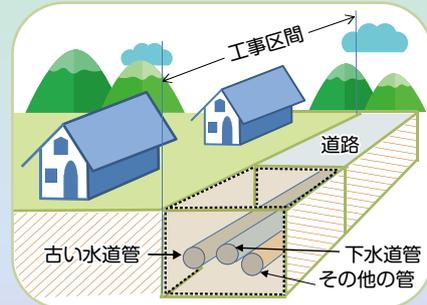
その日の作業終了前に舗装の仮復旧を行うため、夜間および朝の通勤時間には通常どおり通行することができます。



耐震管路への更新工事
管路の新設や更新にあたっては、耐震性に優れた管（耐震管）を使用しています。

① 事前に掘削調査を行います

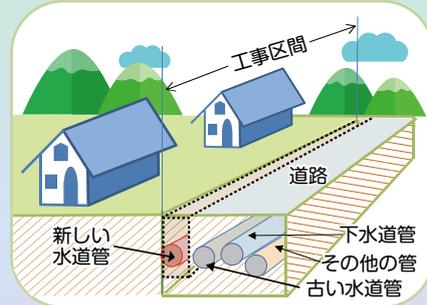
道路の下には水道管のほか、ガス管や下水道管など私たちの生活を支える管が埋まっています。新しい水道管を埋設するため、工事する区間を数カ所掘り、埋設管の状況を調べ、設計どおりに工事ができるかを検討します。



② 新しい水道管を埋設します

事前調査の結果をもとに、何も埋設されていない場所を掘って、新しい水道管を埋設していきます。

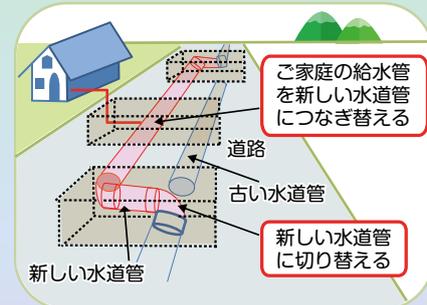
1日の作業の終わりには、歩行者や車両が通行できるように掘った部分を埋め戻します。



③ 新しい水道管に水の流れを切り替えます

古い水道管を切り離すと同時に各ご家庭の給水管をつなぎ替え、新しい水道管に水の流れを切り替えます。このとき、数時間断水になります。また、濁った水が出る場合があります。

※切り替えに伴って、断水や濁水が発生する地域には、事前に文書などでお知らせします。

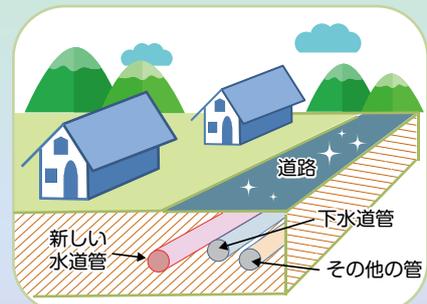


④ 古い水道管を撤去します

道路を掘って、役割を終えた古い水道管を撤去します。

⑤ きれいに舗装して、工事が完成します

最後に、道路をきれいに舗装して、工事が完成します。



水道料金のお支払い方法

水道料金は、2カ月ごとの決められた日に水道メーターを計量して、計量を行った翌月に請求します。

お支払いについては、「納入通知書」と、「口座振替」があります。

金融機関一覧

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ● 鳥取銀行 | ● 鳥取県信用農業協同組合連合会 |
| ● 鳥取いなば農業協同組合 | ● 島根銀行 |
| ● 山陰合同銀行 | ● 倉吉信用金庫 |
| ● 鳥取信用金庫 | ● 中国労働金庫 |
| ● みずほ銀行 | ● 鳥取県信用漁業協同組合連合会 |
| ● ゆうちょ銀行・郵便局（納入通知書によるお支払いは中国5県のみ） | |

<納入通知書によるお支払い>

「納入通知書」により、水道局（各水道事務所）、市役所（各総合支所）、金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いいただく方法です。

— スマートフォンからもお支払いできます —

スマートフォン用アプリを使用し、お支払いいただくこともできます。「納入通知書」に記載されているバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、お支払いください。

必要なアプリの入手方法や操作方法については、各社のホームページをご確認ください。

※ご利用できるスマートフォン用アプリ

- PayPay請求書払い ● LINE Pay請求書支払い ● 支払秘書



<口座振替の手続き>

口座振替を希望される場合は、金融機関窓口で手続きできます。手続きには、口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）、金融機関届出印、水栓番号が分かるもの（納入通知書など）が必要です。

問い合わせ先 料金課料金係 ☎0857-53-7922

水道局を装った商法にご注意！

水道局員を装ったり、水道局から依頼されたなどと偽って、水道料金の架空請求や給水管の清掃作業・水質検査を行うなどの事例が報告されています。

水道局では次のようなことは一切行っていませんのでご注意ください。

- 家庭を訪問して、敷地内にある給水管の清掃をする。
- 浄水器などの物品購入を勧める。
- みなさんからの依頼もなく一方的に水質検査や水道工事に訪れて、料金を請求する。



水質検査・水圧検査
水道工事・浄水器...etc.

- 水道局の職員および計量員・集金人は、「顔写真入りの証明書」を常に携帯しています。
- 不審な点がある場合は、証明書の提示を求めるか、その場で水道局にお問い合わせください。